

# 中山間地域における地域資源の利用と管理の展望

飯 國 芳 明

## 1. 追い風に乗る林業

飯國です。よろしく申し上げます。私は、高知県の森林の資源を使って、森と環境がうまく共生できるような、調和できるような地域というのはどういうものかということを考えていると思っております。高知大学に着任以来、県内の山の方に20年ぐらい入って調査をさせてもらっています。迷惑を掛けているというのが正しいかもしれませんが、今日はこの関係でご報告させていただきます。

前のお二人の先生のご報告は、非常に夢があって前向きな話なものでした。私の話はどちらかというところちょっと暗い。コメンテーターからあらかじめ、「おまえの報告は暗い」と言われているほどです。とはいえ、過去と比べると、山の状況は少し追い風ではあります。先ほどの那須先生のお話でもペレット・ボイラーの話が出て、県内にも工場が建設中です。いい話です。それから、これは何度か出てきますが「高知おおとよ製材」、これも非常に大きな製材工場として、これが稼働し始めてから今まで県外に出ていた木材が、県内に供給されるようになりました。最近では、県外の工場が木材が不足するという話を聞くようになってきました。

また、先ほどご紹介のあったハウス園芸で使うペレット・ボイラーは県内の企業が開発しましたが、すでに100台以上が県内で使われています。

また、諸富先生のお話では新エネルギーが自治力の向上につながるという話がありました。県内でも、梶原町では新エネルギーと自治力がうまく組み合わせあって、町が発展してきました。飯田市ほどの自治力があると言えるかどうか、分からないのですが、あそこの町の中が六つに区分されていて、もともと非常に強い自治力を個別に持っていて、前の町長さんがおっしゃるには、地域のことはその責任者の6人（区長）に任せておけば何とかなる。だから自分は外交するのだとおっしゃっていました。

そうした役場の環境で、風車で上がった収益を間伐材の補助にしたりとか、それから、ペレットストーブの補助に使ったりという、新エネルギーを町の次の可能性の基礎とする動きが活発化しています。

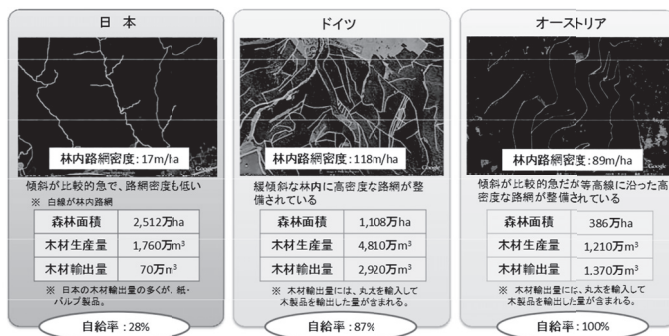
このほか、山の産業に関わる追い風は全国的な規模でもみられます。そのひとつは、間伐の補助金の増額です。京都議定書を順守するために、間伐の予算が2007年から40%ぐらいいく増えている。2012年までが第1期とされますが、この措置は2020年まで延長されています。また、2006年には、再生プランが政府から公表されました。新生産システムについては、ご来場の林業関係の方はよくご存じだろうと思うのですが、路網密度と呼ばれる林道の密度を高めて、木材を安価に集めて、安定・計画的な生産をする。合わせて、加工体制も整えながら、最終的には、今20%ぐらいいく少ない木材の自給率を50%に上げましょうという計画です。

こうした林業の大規模化は、これまでも何度もあったのですが、今回はちょっとこれは質が違う感じがします。

スライド1を見てください。写真の中で白くみえるのは林道です。中央はドイツの森林の航空写真です。右端はオーストリアの森林です。ドイツの森林は比較的まだ平たいですが、オーストリアの森林は、高知と同じぐらい傾斜があって、私が2000年に行ったときに、いまだに牛乳の集荷を架線で行っていました。高知でこのようなところはないだろうと思うぐらい厳しいところだったのですが、そこでもこのくらい（89m/ha）の林道があります。これは日本の平均である17m/haをはるかに超える水準です。この差を埋めるように、林道をもっと造りましょうというのが新生産システムの柱の一つです。

林道を十分に巡らせると、今度は山の上の方に大型の機械を導入します（スライド2）。これはタワーヤーダーと呼ばれる木材を引っ張り上げる（集材）ための機械です。タワーからワイヤを下ろして、この機械なら、伐採した木材を100メートルぐらい下のところか

スライド1  
路網密度の比較



注)農水省(2010)「森林・林業再生プラン推進総合対策について」より転載。

スライド2

タワーヤーダー（高知県香美森林組合）



注)筆者撮影

ら引っ張り上げることができます。きわめて広範囲な集材が可能になるので、効率性が高まります。このシステムの導入については高知県が先進地で、香美森林組合で稼働中です。この機械はオーストリアで購入して、機械を操縦する職員もオーストリアで研修を済ませたそうです。

というように、県内には先進的な事例がいっぱいあるのです。

さらに言えば、CLT（Cross Laminated Timber、直交集成板）も明るい話題です。まだなじみがない言葉ですが、私も数年前に初めて耳にしました。林業界の人たちが集まった会に出席したときに、みなさんがこれからCLTだと息巻いていました。私は何のこともよく分からなかったのですけれども、これを見ると少し分かります(スライド3)。

crossというのは、縦方向と横方向に板を合わせることを示しています。これまでの合板は同じ方向に貼り合わせていたのですが、これをクロスさせて貼る。「何だ、それだけか」と思いますけれども、それだけで相当な強さが出るらしいのです。

この分野では銘建工業（岡山県）が先進的ですが、その社長さんの中島浩一郎さんにCLTの見本をみせ

スライド3

CLT(直交集成板)



注)中島浩一郎(2012)「CLT開発に向けた取り組み 木の家づくりから林業再生を考える」より転載。www.mlit.go.jp/common/000206488.pdf 2014年11月9日閲覧

ていただきました。20センチぐらい立方体でしたが、すごく重くて、持つだけでも強度の高さを実感できました。

どのくらい強いかという話ですけれども、ヨーロッパではCLTを柱にして9階建てのビルを建てているそうです。そうした写真をみますと、木造建築というより鉄筋コンクリートのビルに近くて、木造建築のイメージが全く変わります。

もし、国内でCLTを使った高層建築が認められると、大量の木材を使うわけですから、価格は上がり木材需要も増えるはずですよ。山の木はもっと動きます。

ただしCLT型の集成材の利用については、日本の制度が整っていません。2013年12月にJASの規格ができて、本年より流通し始めています。今度は建築基準法の改正が必要です。建築基準法では耐火性が問題になります。木材は一遍に燃えてしまうのではないかと心配をするのですけれども、中島社長さんがおっしゃるには、木というのはそんなに一遍に燃えないそうです。そうですね、こちらからぼーっと火を当てたときに、全部一緒には燃えませんが、燃えるのは表面からです。その速度は時間に6ミリとか、何かそのぐらいになるそうです。ゆっくり燃えるのだそうです。

それから、中島さんの話で驚いたのは、木ですから、高層建築の場合でも構造物はコンクリートと違うから軽いのだそうです。そうすると、基礎はコンクリートの場合ほど深くまで掘る必要はないそうです。基礎がそこそこで済む。したがって、費用も節約できる。そういったメリットもあるのだという話でした。これまでとは違った世界が広がりそうではないですか。

## 2. 林業振興のボトルネック

ところが、こうした明るい話がありながら、そのまま高知県の山でその可能性を具体化できないでいます。いわば、林業振興のボトルネックがある。私が20年通っていて一番問題だと思っているのは、「土地を集める」ことのむずかしさです。林地が集まらないのです。

いまの林業の機械体系を効率的に使いこなそうとすれば、一般に200haぐらいの面積が要るのだそうです。1人当たりの所有者の面積は、例えば私たちが調査している大豊町では8haです。そうすると、大体25人ぐらいは相手を選んで交渉しなくてはなりません。ただし、この8haという林地は1つにまとまっているのではなく、大体20筆に分かれています。そうすると、200haとなると、何と500筆についていちいち契約しなくてはなりません。その場合、所有者がそこにおいて、山の状況を理解してくれていたらすつと

いきます。しかし、実際は交渉が進まない。

以下では、この実態を大豊町での調査結果をもとに少し詳しくお話します。大豊町は、四国のど真ん中のところにあります(スライド4)。まずは、大豊町の大体の概要を簡単にお話ししましょう。ここは、大豊町は、大野晃先生が限界集落という言葉を作られたフィールドの一つです。過疎とか高齢化、少子化では、恐らく日本で最も先を行っている地域であり、われわれはそこに関わらせてもらって、どういう問題が出るのか、何をしたらいいのかということをやっと考えさせられてきました。

この町には、かつて1万8000人以上の人口がありました。しかし、今は2010年、4000人台にまで落ち込んでいます(スライド5)。2005年に既に高齢化率が50%を超えています。後期高齢者の比率も、30%を超える水準になっています。

人口構成はスライド6のようになっています。2010年のときに、70から84歳のところが一番多いです。これは昭和一桁生まれの方々です。この世代は高度成長期が始まったときに農山村に居着いた人が、高度成長に乗り切れなくて、あるいは、そのときにもう成長を決めてしまっていたから動かなかった最後の世代です。

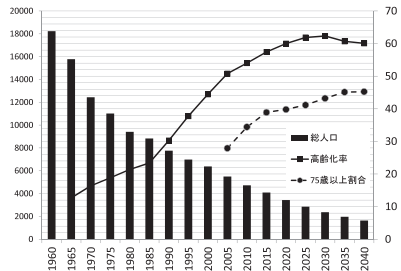
この人たちは、これまで農業、林業、それから山村地域の真ん中にてコアを作ってきたのです。この人たちの人

スライド4  
大豊町の位置



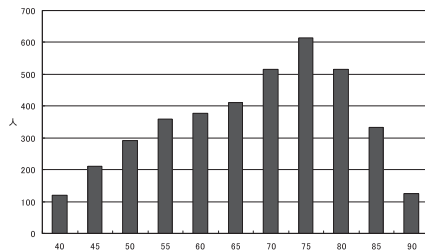
注)KenMapにて作成

スライド5  
大豊町の人口推移



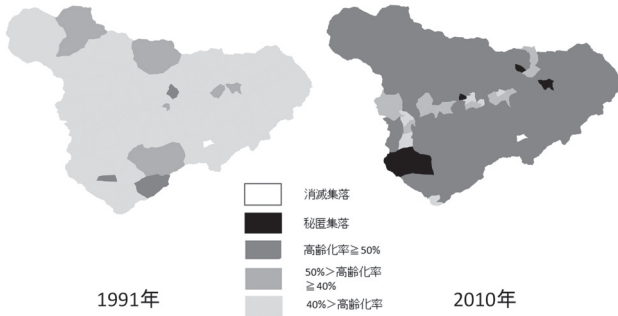
注)国立社会保険・人口問題研究所資料(H.25.3)より作成  
<http://www.ipss.go.jp/pp/shicyoson/j/shicyoson13/3/kekka/Municipalities.asp> (2014年11月9日閲覧)

スライド6  
大豊町の人口構成



注)国勢調査結果(2010)より作成

スライド7  
大豊町の高齢者比率の分布



山本幸生・飯國芳明(2014)「中山間地域における土地所有権の空洞化と所有情報の構造」『農林業問題研究』50(1)pp.83-93

口比率は少なくないため、この世代が高齢化をすると、高齢化率がほとんど上がります。そういう構造がありまして、昭和一桁生まれの人々の動向にわれわれは大いに注目してきました。昭和一桁世代は2015年になると、全員が80歳以上になります。2015年問題とも呼ばれています。2015年まであと1年ですから、いま山の社会には65歳で定義する高齢化とは違った意味の高齢化が今迫っています。

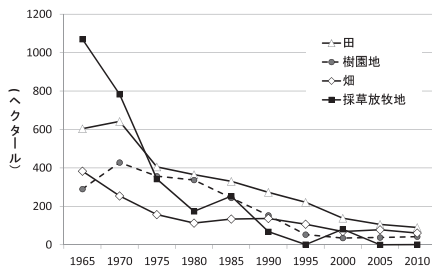
大野先生が限界集落という言葉を作ったのが1991年です。当時、大豊で高齢化率が50%を超えているのは三つだけでした。2010年で地図がどうなっているかをみるとスライド7のようになる。このうち黒い灰色の部分全部、統計的に言う限界集落です。すなわち、高齢化率が50%以上の集落です。

黒色の集落は秘匿集落です。秘匿集落の定義というのは、場合によって違うようですが、人口や世帯数が極めてすくない集落です。そういうところと統計的な限界集落でほとんど占めていて、集落のもう7割ぐらいがそういったところになっています。

大豊町の小学校は、もともと15校ありましたが、今年の4月から1校になります。毎年の入学生数は20人いない。4000人の町です。そのような状況になっています。

スライド8は土地利用の変化を示しています。かつての1965年、高度

スライド8  
大豊町における農地利用の変遷



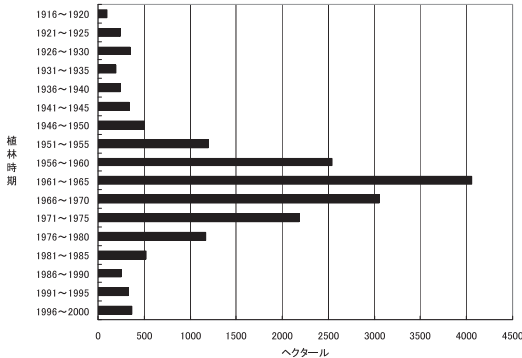
注) 農業センサス各年版より作成

成長期のところから土地利用が急速に減少している。放牧採草地は牛がいないので1000haあったものが、ほとんどなくなっています。水田も、600haあったのに、今は90haぐらいに落ちています。農地の利用は大幅に後退してしまいました。

人が減って、高齢化していった、農地に関しても、利用しないところがどんどん増えてきています。それは、裏を返せば、土地に対して関心がなくなっているということです。

次のスライド9は植林面積の推移を示しています。いつごろ、どのくらいの面積を植えたというのが分かるグラフになっているのですが、ここを見ていただくと、1960年代から70年代にかけて猛烈な勢いで植林をしたのが分かります。これは、薪炭林などを皆伐をした跡に林野庁からの補助を受けながら、造林をした時期です。

スライド9  
人工林(民有林)の植林時期(大豊町)

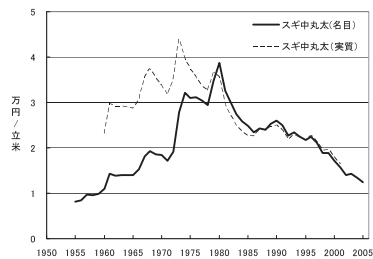


注)農林水産省情報統計部『2000年世界農林業センサス第1巻高知県統計書(林業編)』より作成。

植林自体は悪くなかったのですけれども、この後、1960年代の後半から段階的に木材の自由化が始まります。その結果、どんどん材価が下がっていった、大体この間に実質価格で比べても4分の1ぐらいに今価格が落ちている(スライド10)。

木材価格が下落すると、間伐をやらなければいけない時期に間伐もしない、何もしないでほったらかしに

スライド10  
スギ中丸太の価格推移(全国)



注)スギ中丸太の価格は林野庁編『森林・林業白書』による。また、実質価格は日本銀行が2004年9月15日に公表した総平均、大別別、類別指数(1995年基準、12ヶ月平均)で各目価格を除いて求めた。

なっているという山が随分出てきました。皆さんもうご存じのとおりです。

以上の状況は、人がすごく減って、次の世代が外に出てしまい、農地も林地も使わなくなって、そしてその管理への関心も薄れた状況です。でも、ここでもし新しく、例えば木質ペレットだとか、あるいは新しい利用のCLTだとか何かで使うから、ぜひ木を売ってくれということであれば交渉できそうな気がするのですが、実はそうはいかないのです。ここが林業振興上でのボトルネックです。

### 3. 所在のわからない所有者の増加

そもそも、林地の所有者がわからなくなっている。所有地については、所有者は法務局にいけばわかるはずですが。そのために、登記簿がある。また、役場に同様の資料はあるはずですが。どの番地で、どういう地目で、どういう人が持っているか分かるはずなんです。地籍簿と地籍地図があって、それには所有者や土地の境界や種別が明記されている。

しかし、実際には、この資料が機能しない。駄目になっている。

そこで、どのように駄目になっているかを調査しました。これはうちの院生の山本幸生さんという、社会人の院生の人と地元の協力者の方と一緒にやった調査です。

調査では、大豊町の標準的な集落を一つ選びまして、集落の土地の利関係がどうなっているかというのを調べました。集落の人口は今63戸ぐらいです。名目の住人は120人ぐらい。でも実際は90人ぐらいです。どうしてでしょう。その差分は、病院にいらっしやるのです。そのくらい高齢化している。

ここの集落の土地面積は10km<sup>2</sup>です。筆数が何筆あると思いますか。5000筆を超えるのです。ものすごい数です。地図に落としますと、これは小さなピースのモザイク模様です。

ここで、先ほどの事態が起きているのです。人が出て、関心がなくなって、利用しなくなっているということが起きている。

どのような調査をしたかといいますと、一つ目は公式のデータによる土地と所有者の特定です。役場や法務局には地籍情報と呼ばれる、登記簿とその地図をとにかくマッチングした「地籍データ2000」というデータがあります。学術調査の申請をしたうえで、それをお借りして、それで特定作業を進めました。

ただ、このデータは実態を反映しているかどうか分からないのです。

そこで、2つ目の作業を設定しました。地籍情報を地元の方にお見せすると、「そんな



やつはいないぞ」という話が出てきたので、住民の古老の方にずっと聞いて歩いたので。山本さんと地元の協力者の方が根気強く聞いてくれました。いわば、地元情報による所有者の確認作業です。この結果、真の所有者と思われる方は大体分かりました。

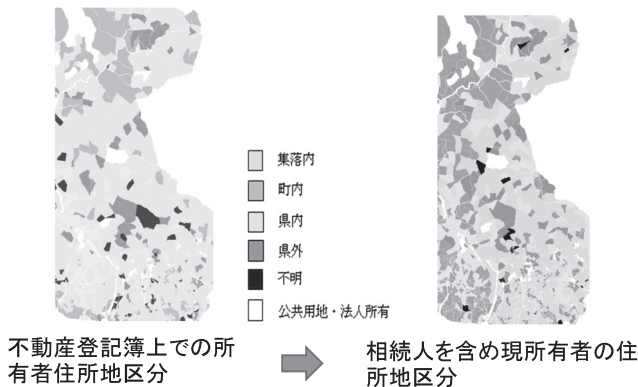
しかし、これでもまだ分からないのがある。地元の方が思い当たらないケースがある。これについては、役場の固定資産税課税台帳に頼りました。登記簿の名簿があやふやでも課税はしていますから課税台帳で追いつけるのです。ただし、プライバシーの関係上、われわれは見られないのです。絶対見せてくれません。ですから、ここでこういう人が分からないから調べてほしいとお願いして、その人が集落内、町内あるいは県内にいるかどうかだけをチェックをしてもらいました。

こうして、土地所有の状況が一応分かったのです。

その結果がスライド11です。このスライドの左半分は地籍情報（不動産登記簿）に基づいて作成した所有者の所在地を一筆毎に示した図です。また、先ほどの手順で調べた結果がスライドの右側です。地図がずいぶん塗ら変わっているのがわかります。これを比較して何が分かったかという、地籍情報（登記簿）上でも所有者の大体50%が集落外にいることがまず一点。次に、われわれが地元の方のご協力を得て調査した結果からは、およそ30%の方、したがって、合計80%が既に集落の外にいることが分かりました。

その差の30%は何かが問題です。30%の差分には二つ可能性があります。一つは誰か所有者が転居して届けをしていない場合（転居未登記）、もう一つは所有者が亡くなって相続未登記の場合（相続未登記）です。調査の結果は、ほとんどが二つ目のケースでした。

スライド11  
所有者の住所区分比較



山本幸生・飯岡芳明(2014) 前掲書

そこで集落全体の相続登記の状況を調べて、これを地図にしました（スライド12）。黒いところは相続未登記の土地（筆）です。ぱっと見て分かっただけです。半分ぐらいが相続未登記です。面積的にもほぼ半分。

何が言いたいかというと、要するに、登記簿を調べても、半分はもう亡くなった方のオンパレードです。何とか馬之助とか、どう見ても明治の人です。そういう状況になっています。

地籍情報や登記簿から所有者情報が得られないのであれば、地元情報に頼らざるを得ない。

住民の方のネットワーク、ソーシャルキャピタルと言ってもいいのかもしれませんが、そういうものを使わないと所有者情報は得られないわけです。上のスライドはそうした状況を物語っています。

以上の調査結果をまとめたのがスライド13です。登記簿の情報は、大体全体のうちの本当の構造の中の3割ぐらいしか捕捉していませんでした。

地元の高齢化率は65%です。相当高齢化した集落ですけれども、それでも、それだからこそなのかもしれませんが、非常に情報のネットワークがまだ機能しています。多くの所有者が集落の外へ出ているのですが、合計で84%は捕捉できた。

これに課税台帳の情報を乗せると、約88%は特定ができるということが分かりました。ここで分からないのは、もう追跡できない土地とか、あるいは、もうそもそも課税しないような30万円以下の土地に関しては、どこも調査しない土地からなっています。

#### 4. 問題の経済学的な整理

次に、この実態を情報のあり方に着目してまとめてみると、以下ようになります。ここでは、森の木材の伐採・搬出サービス市場に着目して整理をしています。

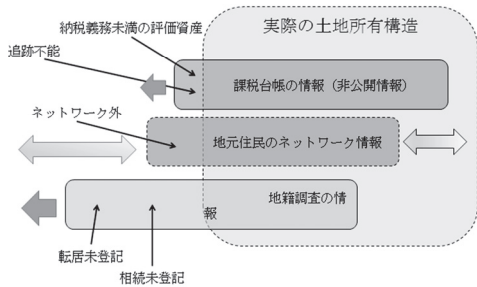
スライド12  
相続未登記地の状況



山本幸生・飯岡芳明(2014) 前掲論文

相続未登記地

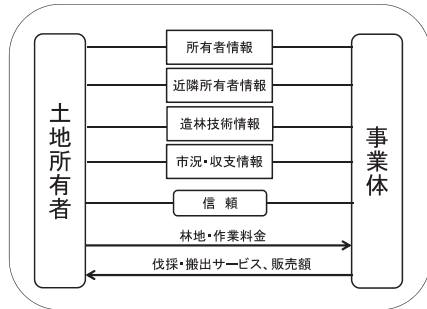
スライド13  
所有者情報源別の現状把握率



山本幸生・飯岡芳明(2014) 前掲論文

まず、スライド14の右側は伐採・搬出サービス（以下、サービス）の提供者です。実際は事業者であり、その多くは森林組合です。左側は森林所有者です。この市場では、森林の所有者がサービスの需要者で、森林組合がサービスの供給者です。つまり、所有者の方から森林組合に対して、「木を切って運んで出してね。お金を出すからね」と依頼して、森林組合がサービスを提供するという取引をするわけです。

スライド14  
以前の伐出サービス市場

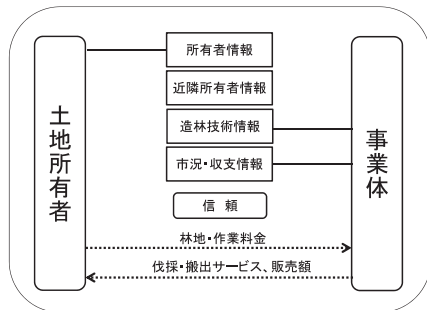


昔は、森林の所有者がその土地に住んでいたわけですから、近くの人がどういう林地を持っていて、どういう管理をしているのかも分かっていました。技術に関しても、所有者の多くが作業班か何かで森林組合で働いているから、これらの情報も入ってくるのです。市況もしかりです。森林組合も現地に行けばこれらの情報を得ることができました。

また、これらの情報がある程度ラフでも、信頼関係があって、取引しましょうねという話になります。

今の状況は随分違います（スライド15）。一つは、土地の所有者の情報はすでに述べたように供給者（事業者）の方では十分把握できなくなっています。全部ではないですが、そういうところが増えている。それから、近隣の情報というのは、サービス提供の際に土地を集めて団地化する上でとても重要ですが、やはり土地所有者が地域外に多く住み始めているため、近隣の土地の情報も入手困難になっています。さらに、造林の情報とか市況の話、間伐材がどのくらいで売れるかというのは、事業者はもちろん知っているけれども、依頼者側の所有者の多くは知らない。

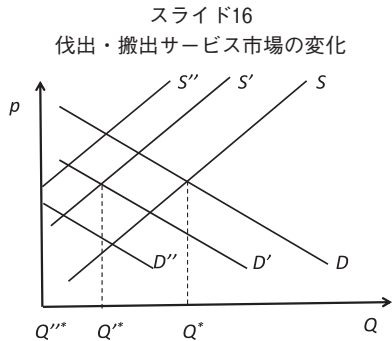
スライド15  
現在の伐出サービス市場（不在所有者のケース）



要するに、所有者というのはほとんど、自分が持っていることしか知らず、他方、事

業者は所有者をだんだんと把握できなくなっているわけです。この状況では両者の間の信頼も失われて、作業もなかなか発注はできなくなります。

この問題は市場の需給構造に着目して、スライド16のようにも考えることができます。この図の横軸は伐出・搬出サービスの価格、縦軸がサービス提供の量を示します。すでに述べたとおり、需要者は森林の所有者、供給者は事業者（森林組合など）です。この市場、昔はちゃんと情報が共有されていました。そのときの供給曲線をS、需要曲線をDとします。このとき、取引サービス量は $Q^*$ になります。



ここで、だんだん所有者の情報が見つみにくくなると、それを特定するのに、コストが掛かります。供給者側が所有者を探す探索費用です。隣の愛媛県に久万広域森林組合という優れた事業体があります。あそこには、何かいっぱい電話をかける探偵団みたいな課があるそうです。電話をかけて所有者を探すのだそうです。だから、その人件費だけでもばかにならない。これに加えて交渉費用が要ります。すなわち、利用の了解を得たり遠くの所有者にも出向いてハンコをもらう作業が必要にもなります。こうして、費用が嵩み供給曲線は上方にシフトアップしていきます ( $S'$ )。

一方では、多くの所有者は自分が持っていることしか知らない。林業の市況や技術を知らない。そこで、どのくらいで売れるとか、この価格は確かだろうかとか、何かややこしいことが生まれるのではないだろうかという、いろいろな不安感とか不確実性がそれこそ生まれてくる。所有者が危険を嫌うのが一般的であると考え、その分需要が減っていく。そうすると、取引量が減ってくる。需要曲線はDからD'へとシフトダウンする。このとき、取引されるサービスは $Q''$ へと低下してしまう。

事態が、さらにこれがひどくなると、需要曲線がさらに下方に移動し、供給曲線が上方に移動することで、順序がひっくり返って、取引しなくなってしまうということが起きてくる ( $Q'''$ )。経済学でいう情報の非対称による市場の失敗が発生するわけです。

現在、こうした状況が起きているし、だんだん深刻化しつつあります。ですから、山を本当に動かそうと思ったら、この問題を何とかしないと、山の木が引っ張り出せないということが、やがて起きるのではないかというふうに思うのです。

## 5. 今後の課題と対策

短期的な措置としては、先ほど言いましたけれども、ここの住民の情報がまだ健在です。ただし、それはいつまでも機能しない。次に調べようと思っているところは、集落の住民の戸数が2戸、住民が2人。集落の責任者の区長さんは、集落の外にいます。そうなる、いくらよく知っていても、もうそのおじいちゃんかおばあちゃんが、全部ネットワークを持って、そのまま亡くなってしまうと、ネットワークが全部消えてしまう。そういう事態が起きます。

だから、今あるネットワークで、この情報をできるだけ維持しながら、どこかが引き継ぐことが必要です。あるいは、今住んでいる人たちやもともと住んでいた人たち、それから、その相続人の人たちをネットワークで結ぶことが重要になります。よく山でイベントをするではないですか。ああいうのはこうしたきっかけづくりの場とするのがいいと思うのです。これからを考えましようねという、そういう場所にする。そういうふうなことをしながら、何とかそのネットワークをつないでいくということが重要になっているのです。

さらに、土地の登記、これはばかにならないお金がかかります。今全然山がもうからないから、相続登記がしばしばほったらかしになっています。その費用を何とか軽減するとか、所有者に土地の情報や利用可能性を伝える努力して登記を促すことが大事になってきます。

長期的な視点でいえば、もっと根本的な対策が求められます。いまは、持ってはいるけれど、管理しないというのがかなり普通になっているので、管理放棄は問題とされません。しかし、今後はそれでいいのかと、何が起こっても、もう面倒くさいからほったらかしということでもいいのかということが、ぼちぼち問題になってくると思います。

昔は、そこにみんな一緒に住んでいました。そうしたら、山を一緒に使おうねというとき、あの人だけが「俺は知らない」といえば、たとえば林道ができないのでそれは困るから、なんとかしてくれとその人に対して他の村人が交渉できた。しかし、いまは、困るよと言う相手が遠くにいて伝えようがないという、そんな事態が一般化しつつあります。

その状況を一気に打開する手立ては、いささか乱暴ですが、不在の所有者に対して、所有する土地はちゃんと管理するのが義務だという規則を作ることです。相続登記もきちんとしてください、土地も持つだけでなく、一定水準以上の管理をしてくださいという規則を作るのです。

ただ、こういうのは強制的な話なので、そう簡単にはいかない。とくに、私有権に対して一歩も二歩も入ることになるので難しい。しかしそうでもしないと今の事態は突破できない事態になっています。

最後に1点だけ、指摘して報告を終えます。国土交通省が「持続可能な国土管理主体の確保方策」と題したリポートを出しました。テーマのひとつは無居住化です。人がいなくなる。国土管理ができなくなるのではないかという話です。これまでの話と全くダブります。大豊でずっと見てきた所有権の空洞化とでもよぶべき問題はもう全国的に議論になっています。ですから、高知県で今見ていることは、すごく先端かもしれないのだけれど、これから全国で考えるべきことでもあると思っています。

まとめに入ります。これまでの土地に関わる制度は、土地所有者がそこにいるという前提で制度が設計されていたと思うのです。しかし、これが崩れてしまった。そこに人がいなくなりつつある。だから、例えば所有者がいなくなったときに、これを追跡できる仕組みやデータベースがないのです。不動産登記というのは、所有者を追跡するために作っていないですし、相続の登記も義務付けていない。

言い換えれば、仕組みとして穴がある。不在所有がものすごく増えている現在、現状に合わせた土地所有・利用の設計をしないと、恐らく、山の資源管理は破綻をするのではないかとさえ思っています。

以上です。ありがとうございました（拍手）。

（いいぐに よしあき 高知大学教授）